副

421

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　８月　１日　至　令和　８年　７月３１日）

１　医療法人の概要

（1）名　　称　　医療法人　泰悠会

①　□ 財団　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　■ その他

③　■ 基金制度採用　□ 基金制度不採用

（2）事務所の所在地　岩手県盛岡市津志田西二丁目１３番３号

（3）設立認可年月日　令和　元年　６月２８日

（4）設立登記年月日　令和　元年　７月１１日

（5）役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	大浦　慎之介	大浦内科・歯科クリニック管理者
理　事	大浦　紀志子	
同	大浦　篤	
同	小川　桃子	
監　事	間瀬　浩之	

２　事業の概要

（1）本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	開　設　場　所	許可病床数
診療所	大浦内科・歯科クリニック	岩手県盛岡市津志田西二丁目１３番３号	無　床

0310117775

（２）当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和７年　９月１４日　　定時社員総会開催

副

様式２

法人名　医療法人　泰悠会
所在地　岩手県盛岡市津志田西２丁目１３番３号

※医療法人整理番号			4	2	1

財　産　目　録

（令和 8年 7月31日現在）

１．資　産　額	157,157	千円
２．負　債　額	50,307	千円
３．純　資　産　額	106,850	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		106,108
Ｂ　固　定　資　産		51,049
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	157,157
Ｄ　負　債　合　計		50,307
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	106,850

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

副

様式３－２

法人名　医療法人　泰悠会
所在地　岩手県盛岡市津志田西２丁目１３番３号

※医療法人整理番号			4	2	1

貸　借　対　照　表

（令和 8年 7月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	106,108	Ⅰ 流動負債	24,741
Ⅱ 固定資産	51,049	Ⅱ 固定負債	25,566
1 有形固定資産	43,815	負債合計	50,307
2 無形固定資産	315	純資産の部	
3 その他の資産	6,918	科目	金額
		Ⅰ 基金	24,000
		Ⅱ 積立金	82,850
		（うち代替基金）	(0)
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	106,850
資産合計	157,157	負債・純資産合計	157,157

副

様式４－２

法人名　医療法人　泰悠会

所在地　岩手県盛岡市津志田西２丁目１３番３号

※医療法人整理番号			4	2	1

損　益　計　算　書

（自　令和 7年 8月 1日　至　令和 8年 7月31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
A　本来業務事業損益	
1　事業収益	211,730
2　事業費用	177,252
本来業務事業利益	34,477
B　附帯業務事業損益	
1　事業収益	0
2　事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	34,477
Ⅱ　事業外収益	2,830
Ⅲ　事業外費用	378
経常利益	36,929
Ⅳ　特別利益	8,016
Ⅴ　特別損失	0
税引前当期純利益	44,946
法人税等	12,166
当期純利益	32,780

副

421

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　泰　悠　会
理 事 長　大浦　慎之介　　殿

私は、医療法人　泰悠会の令和７年会計年度（令和７年　８月　１日から令和８年　７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年　９月１３日

医療法人　泰　悠　会

監　事　　間瀬　浩之